



島根県報

平成20年 9月24日 (水)
号外 第 110 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則	(人 事 課)	2
行政権限委任規則の一部を改正する規則	(")	2

公布された条例等のあらまし

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (規則第66号)

1 規則の概要

- (1) 看護師長の職を新たに設けることとした。(別表関係)
- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

行政権限委任規則の一部を改正する規則 (規則第67号)

1 規則の概要

- (1) 知事に属する次の権限を新たに地方機関の長に委任することとした。

ア 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく次の権限

- ㍑ 路外駐車場であって自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの(以下「特定路外駐車場」という。)の設置の届出の受理
 - イ ㍑の届出事項の変更の届出の受理
 - ロ 特定路外駐車場の設置及び維持が省令等で定める基準に違反している場合における措置の命令
 - ハ 特定路外駐車場を設置する者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問

イ 温泉法に基づく次の権限

- ㍑ 温泉の採取を許可すること。
- イ 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認をすること。
- ロ 可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位を承継した旨の届出を受理すること。
- ハ 温泉の採取のための施設の変更を許可すること。
- ニ 温泉の採取の事業を廃止した旨の届出を受理すること。
- ホ 可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- ヘ 温泉の採取の許可を取り消すこと。
- ヘ 温泉の採取を停止すべきことを命ずること。

- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

規 則

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第66号

職員及び職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員及び職員の職の設置に関する規則（昭和31年島根県規則第85号）の一部を次のように改正する。

「 専 門 員

別表中「 専 門 員」を 看 護 師 長 に改める。

副 看 護 師 長」

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

行政権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年9月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第67号

行政権限委任規則の一部を改正する規則

行政権限委任規則（昭和31年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表支庁の部租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の項の次に次のように加える。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

- 1 第12条第1項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理
- 2 第12条第2項の規定による届出事項の変更の届出の受理
- 3 第12条第3項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令
- 4 第53条第2項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問

別表保健所の部温泉法の項中第5号を第14号とし、同項第4号中「第1号」を「温泉の採取」に改め、同号を同項第13号とし、同項中第3号を第12号とし、第2号を第11号とし、第1号を第10号とし、同号の前に次の9号を加える。

- 1 第14条の2第1項の規定により、温泉の採取を許可すること。
- 2 第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定により、温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認をすること。
- 3 第14条の5第1項の規定により、可燃性天然ガスの濃度を確認すること。
- 4 第14条の6第2項の規定により、可燃性天然ガスの濃度の確認を受けた者の地位を承継した旨の届出を受理すること。
- 5 第14条の7第1項の規定により、温泉の採取のための施設の変更を許可すること。
- 6 第14条の8第1項の規定により、温泉の採取の事業を廃止した旨の届出を受理すること。
- 7 第14条の8第3項、第14条の9第2項又は第14条の10の規定により、可燃性天然ガスによる災害の防止上必要な措置を講ずべきことを命ずること。
- 8 第14条の9第1項の規定により、温泉の採取の許可を取り消すこと。
- 9 第14条の10の規定により、温泉の採取を停止すべきことを命ずること。

別表保健所の部温泉法の一部を改正する法律の項を削り、同部温泉法施行細則の項第1号中「第14条の3」を「第19

条」に改め、同項第 2 号中「第15条第 1 項」を「第23条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第15条第 2 項」を「第23条第 2 項」に改め、同項第 4 号中「第15条第 3 項」を「第23条第 3 項」に改め、同項第 5 号中「第17条第 2 項」を「第25条第 2 項」に改め、同項第 6 号中「第17条第 3 項」を「第25条第 3 項」に改め、同項第 7 号中「第20条」を「第28条」に改め、同項第 8 号中「第21条」を「第29条」に改める。

別表県土整備事務所の部租税特別措置法に基づく優良住宅認定事務に関する規則の項の次に次のように加える。

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

- 1 第12条第 1 項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理
- 2 第12条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出の受理
- 3 第12条第 3 項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令
- 4 第53条第 2 項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問

附 則

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

